

# (財)地域総合整備財団(ふるさと財団) 事業のご案内

(財)地域総合整備財団(ふるさと財団)では、地域振興に資する事業活動等を支援しています。事業の実施を希望する事業者は、市役所企画振興課までお問い合わせください。

## 1. 地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)制度

地域の振興・活性化に資する事業における借入総額の25%を限度に無利子融資を行ないます。

貸付対象者	法人格を有する民間事業者等
貸付対象事業	次のすべての要件を満たす事業 ・公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの ・5人以上の新規雇用が見込まれるもの ・貸付対象費用の総額(用地取得費を除く)が2,500万円以上のもの ・用地取得等契約後、5年以内に営業を開始するもの
貸付対象費用	・設備の取得等に係る費用 ・試験研修開発費等当該施設の取得に伴い必要となる付随費用
貸付金額	おおむね500万円以上、8億円を限度
償還期間	15年以内(5年以内の据置期間を含む)
担保等	民間金融機関等の保証が必要

お申し込み 随時相談を受け付けています。

## 3. 新分野進出等アドバイザー派遣事業・社外パートナー派遣事業

地域企業の新たな分野進出において、当該事業に関する専門家や社外の人材を、アドバイザーまたは社外パートナーとして派遣します。

	アドバイザー	社外パートナー
派遣人数・回数	1件につき原則4回まで	1件につき5回以上(原則3か月以上)
費用	原則4回の限度内、財団が全額負担	原則100万円以内、財団が全額負担

お申し込み 第2次募集締切・平成20年6月予定

参考:ふるさと財団ホームページ <http://www.furusato-zaidan.or.jp/>

◆お問い合わせ 市役所 企画振興課(国際・離島振興係) ☎63-4152

## 県庁職員や市役所職員を装った不審な電話にご注意ください 医療費や高額療養費の還付についての不審電話

最近、新潟県内で県庁の総務課・給付課や市町村職員を名乗った次のような不審電話の情報が寄せられています。

「高額療養費の還付についての青いはがきが送られていますが、今日が手続きの締め切り日となっていますので、至急、キャッシュカードを持って金融機関のATMに行き、手続きしてください。ATMに着いたら操作方法を説明するのでフリーダイヤルに電話をしてください」

県庁や市役所では、このような請求手続きの依頼は行っていません。佐渡市役所で行っている高額療養費等の申請手続きは、書面での申請となります。

このような電話があっても、銀行口座などの個人情報をお教えたり、金銭の振込みを行ったりすることのないようご注意ください。また、相手の所属や氏名、電話番号などを聞いて市役所に問い合わせるなどの確認をしてください。

◆お問い合わせ 市役所 市民課 ☎63-5112



## 『チャイルドシート購入補助制度』 廃止のお知らせ

市では、平成12年4月1日の道路交通法改正に伴いチャイルドシートの着用が義務付けられたことにより、チャイルドシートの普及を目的として購入に対する補助制度を設けてきました。改正から8年経過し、チャイルドシート着用の周知・普及促進が図られ、所期の目的が達成されましたので、3月31日(月)をもって補助制度を廃止します。今後は環境面への配慮から「チャイルドシートリサイクル」の情報提供を計画していますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、平成19年度にかかる申請については3月31日(月)までをお願いします。

◆お問い合わせ  
市役所 防災管財課 ☎63-5135

